慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 宗教改革期神学における〈法〉の概念 :<br>リチャード・フッカー『教会政治理法論』を中心に |
| Sub Title | The concept of law in the context of reformation theology : a study of Richard Hooker's of Laws of ecclesiastical polity |
| Author | 田子山, 和歌子(Tagoyama, Wakako ) |
| Publisher | 慶應義塾大学言語文化研究所 |
| Publication year | 2025 |
| Jtitle | 慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.56 (2025. 3) ,p.139- 159 |
| JaLC DOI | 10.14991/005.00000056-0139 |
| Abstract | This paper examines the concept of "eternal law" in the sixteenth-century English theologian Richard Hooker's major work, of Lawes of Ecclesiastical Polity. In Hooker's theory of law, eternal law is identified with God himself as the Creator and is the sole source of all kinds of laws. The various laws to which are imposed on creatures, Hooker believes, are derived from the eternal law by participating in it as the sole source. Hooker's understanding of eternal law is derived from Neoplatonic theory of participation, but Hooker's eternal law has a distinct and unusual feature. In this paper, we will explore the characteristics of Hooker's eternal law, using the concept of "legal conformity" as a key term. Hooker's eternal law is unique in that it is imposed not only on creatures, but also on God the Creator Himself. For Hooker, God is an absolute being, but at the same time, God is a law-abiding being. In Hooker's understanding of eternal law, God's absoluteness is related closely with the thoroughness of his concept of legal conformity. This will be clarified in this paper, focusing on an analysis of Hooker's unique eternal law categories, namely, the First Eternal Law and the Second Eternal Law. As described above, the fact that even God, the absolute creator and ruler, works according to eternal law means that any absolute monarch, who is a kind of god in this world, is also subject to laws. Hooker believed that such legal conformity could be an extremely effective deterrence capability against monarchy, a secular ruler who is endowed by God with absolute power over both the sacred and secular spheres. |
| Notes | 論文 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |

| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000056-0139 |
| --- | --- |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 宗教改革期神学における〈法〉の概念
## ―リチャード・フッカー『教会政治理法論』を中心に―

田子山　和歌子


### Abstract

This paper examines the concept of “eternal law” in the sixteenth-century English theologian Richard Hooker’s major work, of Lawes of Ecclesiastical Polity. In Hooker’s theory of law, eternal law is identified with God himself as the Creator and is the sole source of all kinds of laws. The various laws to which are imposed on creatures, Hooker believes, are derived from the eternal law by participating in it as the sole source. Hooker’s understanding of eternal law is derived from Neoplatonic theory of participation, but Hooker’s eternal law has a distinct and unusual feature. In this paper, we will explore the characteristics of Hooker’s eternal law, using the concept of “legal conformity” as a key term. Hooker’s eternal law is unique in that it is imposed not only on creatures, but also on God the Creator Himself. For Hooker, God is an absolute being, but at the same time, God is a law-abiding being. In Hooker’s understanding of eternal law, God’s absoluteness is related closely with the thoroughness of his concept of legal conformity. This will be clarified in this paper, focusing on an analysis of Hooker’s unique eternal law categories, namely, the First Eternal Law and the Second Eternal Law. As described above, the fact that even God, the absolute creator and ruler, works according to eternal law means that any absolute monarch, who is a kind of god in this world, is also subject to laws. Hooker believed that such legal conformity could be an extremely effective deterrence capability against monarchy, a secular ruler who is endowed by God with absolute power over both the sacred and secular spheres.


## はじめに

イングランド国教会の神学者リチャード・フッカー（1554年生、1600年

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第 56 号（2025）pp.139~159

没）の主著『教会政体理法論』*Of the Lawes of Ecclesiasticall Politie*（1595年、以下『理法論』）[1]は、エリザベス一世治政期に混乱を極めていた「教会法」を、国王至上権を中心としたイングランド法体制のなかで見直し、位置づけることを、主たる課題にしたものである。エリザベス一世治政においては、世俗的な権力の首長である国王を教会権力の統治者とすることが、「国王至上法」により確認された。それに伴い、教会の礼拝形式をはじめとする教会統治の在りようも、「統一法」により定められることになった。このように教会権力を世俗権力に服させる国王至上権の徹底をはかったエリザベス的解決によって、ヘンリー八世以来のイングランドの独自の宗教改革は完成することになった。このような時代的背景のもとで、大きな問題になったのが、イングランド国教会における教会法の体制である。教会法の見直しのために、フッカーが不可欠だと考えたのが、法とはそもそも何であるのか、という、〈法〉そのものの再検討である[2]。そして、こうした法概念を考える上で、フッカーがとりわけ重視したのが、諸法の淵源である〈永遠法eternal law〉の概念だった。では、フッカーの永遠法とはどのような特徴を持つのだろうか。このことの検討が本稿の課題である。

永遠法という概念は、法の源泉はただ一つだけであるという考えに基づいている。諸法は、様々だったとしても、ただ一つの法の源泉から、分岐、展開する。この唯一の法の源泉が永遠法である。こうした永遠法を、フッカーは、世界の創造主であり統治者でもある〈神〉と等しいものだと考えた。カービーが指摘するように「神は法なり」なのである[3]。

永遠法を神の存在に等しいと考えること自体は、フッカーが準拠したトマ

---

1 Richard Hooker, *The Laws of Ecclesiastical Polity*, *The Folger Library Edition of The Works of Richard Hooker*, W. Speed Hill ed.Vol.1-3. Harvard University Press (1981), *Richard Hooker of The Laws of Ecclesiastical Polity A critical edition with modern spelling*, A.S. McGrade ed. Vol.1-3. Oxford University Press (2013)（以下、註においては‘Lawes’と略記）

2 Lawes I.1.3.

3 Torrance Kirby, ‘Reason and Law’, *A Companion to Richard Hooker*, 251-273. Leiden and Boston: Koninklijke Brill NV, 2008.

ス・アクィナスはもちろんのこと、エリザベス期のさまざまな思想家が共有した発想だった[4]。ではフッカーの特徴は何処にあるのか。本稿では、フッカーの永遠法概念を、〈遵法性〉という概念を鍵にして、分析を試みる。そこで見えてくるのは、様々な事物が法に従うかどうかを、徹底して問うていくフッカーの姿である。むろん、有限な被造物の場合、法に従おうとしても、現実的には従うことができない、ということがあるかもしれない。そうした場合も含めて、あらゆるものが遵法性を満たすかどうかどうかを、フッカーは徹底して見ていくのである。そして遵法性が問われるのは、被造物だけでない。創造主である神もまた、遵法性を満たすことが問われるのである。フッカーにとって、神は、創造主として、被造物を法に従わせる絶対的な存在でありながらも、自身もまた永遠法に従う者なのである。

フッカーにおいて、このように神の絶対性と同時に遵法性を説くことは、コインの両面のようなものであり、『理法論』の構成上、不可欠のことだったことを、本稿では示したい。既に触れたように、『理法論』の目的は、教会法を、国王至上権を中心としたイングランド法体制のなかで位置づけることにあった。国王至上権の根底にあるのは、この世のキリスト者である統治者に、聖俗双方の統治権を、神が付与するという考え方である[5]。フッカーは、体制主義者の一人として、国王至上権を徹底したいわゆるエリザベス的解決を支持していたが、その一方で、絶対権力を備えた国王の統治体制の在りようを、再検討しようとした。そのために重要だったのが永遠法の検討だった。かりに永遠法が神の一方的な命令に過ぎず、神自身が永遠法に従うことがなかったとすれば、「この世の神」である世俗の統治者も、同様の法

4　法の淵源を神に求める発想は、フッカーだけに限られているわけではない。宗教改革以降、イングランドにおいて、フッカー以前にも、ジョン・ジョエル（1522 - 1571）、エドモンド・グリンダル（1519 - 1583）、リチャード・バンクロフト（1544 - 1610）といった国教会の神学者たち、いわゆる体制主義的傾向を持つ者たちに見られた傾向でもあった。

5　John Witte, Jr., 'Law and the Protestant Reformation', Heikki Pihlajamäki, Markus Dubber & Mark Godfrey, eds., *Oxford Handbook of European Legal History* (Oxford: Oxford University Press, 2018), 583-610.

のかかわり方をするだろう。結果、聖なる領域に属する教会法も、世俗の統治者の一方的な恣意によって決定されることになる。しかし、それは、フッカーの望むものではなかった。『理法論』にとって、神の絶対性と共に遵法性を担保することは、世俗の統治者に対しても、その絶対性と同時に遵法性を担保することにつながるのである。

以下では、フッカーにおける法一般の考え方を見たうえで、彼独自の永遠法の概念を検討することにしたい。

## 1. フッカーの法規定

フッカーは、法一般を、どのようなものとして理解しているのか。フッカーは、法とは、あらゆるものに〈目的〉を与えるものであると考える。フッカーにとって、法は、合目的なものである。と同時に、法は、その目的に達するために働きを調整・規制するものでもある。以下のフッカーの言を見てみよう。

> 全ての存在するものは、不規則violentでもなければ偶然的casualでもない何らかの働きを有している。どんなものであっても、働くためには、あらかじめ想定された目的（end）なしには、作動し始めることなどないのである。そして、働きの目的は、その対象の働きが目的に適していない限りは、達成されない。全ての働きが全ての目的に適している、ということなど、ないからである。各事物にこの種のもの（目的）をあてがい、力と能力を調整しmoderate the force and power、働きの形formおよび程度measureを割り当てるものを、私たちは、「法」lawと呼ぶ。[6]

直前の引用で、フッカーは、法とはどんなものであるかを定める前に、「存在するもの」の働きのあり方について語っている。その理由は、フッカーが、法を、存在するものの働きのあり方に応じていると考えていること

6　Lawes I.2.1.

にある。フッカーによれば、存在するものの働きは、無目的で、不規則ないし偶然的であることはなく、かならず一定の「目的」を持つのである。加えて、フッカーによれば、その目的の達成のためには、必ずそれに適した働きが決まっているのだという。そして、フッカーによれば、目的に達するための一定の働きのためには、力と能力の調整、働きの形、程度の割り当てが必要である。法の役割は、存在者に目的を与え、かつ、その目的達成に必要な働きを、その存在者に対して調整・規制することにある、というのが、フッカーの法一般の考え方である。

さて、以上のような、存在者に目的を与え、その目的達成に必要な働きを、その存在者に対して調整・規制するといった、法の特徴づけは、フッカー独自のものではない。それは、トマス・アクィナスも、また、合目的性と規制性を法の本質に据えているからである[7]。

トマスは、法の本質について説明する際、しばしば規制regula、あるいは、基準mensuraという言葉を用いる。規制regulaも、基準mensuraも、ともに「こうすべきだ」と行為を強制・規制することを意味する。この強制や規制を、トマスは、「命令dictamen」と言い換えることもある。トマスにとって、人間行為を規制、強制、命令するのが、法の本質である。

では、こうした、人間行為を規制、強制、命令するという法の本質は、何に由来するのか。トマスによれば、法が行為を強制する源は、〈理性ratio〉にある。しかし、どうして理性は行為を強制するのだろうか。それは、人間の行為には〈目的fines〉が不可欠だからである。この目的が、善にあることは、言うまでもない。こうした目的を行為者である人間に与えるのが、理性である。そして、理性が人間に与えるのは目的だけではない。目的を達成するために「こうすべきだ」と人間に強いるのが、理性の役割である。トマスにとって、理性は、目的を提供すると同時に、その目的を達するための行為を強制・規制する命令者なのである。

以上のように、トマスの法概念に見られる、合目的性の側面と、規制性の

7　Thomas d'Aquin, *Summa Theologiae*（以下*S.T.*）., Ia 2 ae., q.90 a.1 co.

側面は、理性の在り方が浮かび出たものということができる。フッカーの法論における、合目的性と、規制性も、こうしたトマスの法論を下敷きにしていることは疑いないであろう。

## 2. 永遠法の規定

以上のように、法の本質は、存在者に目的を与え、かつ、その目的を達成するために、その存在者の働きに、さまざまな規制を行うことにある。そして、そのような法の本質は、理性の在り方と無関係ではない。こうした法のあり方を、フッカーはトマスから受け継いだことを、これまで見てきた。しかしながら、法の淵源である永遠法理解については、フッカーは、トマスをさまざまな点で継承しつつも、決定的な点でトマスと異なっている。それは、以下で見るように、フッカーが、神においても遵法性を強調していることである。

このことを確認するために、まずは、トマスの永遠法理解について見ていこう。トマスによれば、永遠法とは、世界を支配する神の理性の命令を意味している。そして、永遠法は、他の法と同様、合目的性と規制性を備えている。ゆえに、永遠法は、世界を支配する神の理性の命令として、あらゆるものに目的を与え、その目的達成のために働きを規制するものとなる。そして、このような神の命令は、時限的なものではなく、永続するものであることから、永遠法と言われる[8]。

加えて、トマスの永遠法は、しばしば指摘されているように[9]、新プラトン主義的な分有論に依拠していることを、大きな特徴としている。すなわち、最上位の法である永遠法という淵源から、永遠法の在り方をさまざまに分有した、種々の下位の法が、いわば支流として、次々と派生するのである。その結果、自然法、啓示法、人定法が、派生してくることになる。これらの諸法は、いずれも、永遠法のあり方を分有していることから、永遠法がそうで

8　*S.T.*, I-II, q. 91, a. 1.

9　佐々木亘「永遠法の分有としての自然法－トマス・アクィナスにおける永遠法と自然法－」『鹿児島純心女子短期大学研究紀要　第47号』pp.11-26、2017年。

あるように、目的を持ち、また、その目的を果たすための規制力を、それぞれに兼ね備えているのである。

ではフッカーの場合はどうか。フッカーもまた、トマス同様に、自然法、啓示法、人定法といった諸法は、永遠法を分有し、そこから派生したものであると考える。そして、これらの諸法は、永遠法がそうであるように、事物に目的を与え、かつ、その目的を果たすために事物に対し規制を行うものであると、フッカーは考える。この限りで、カービーの指摘通り、フッカーは、新プラトン主義の影響の元にあるのであり、そして、そうした新プラトン主義の影響は、トマスを中継したものであることは、疑いないだろう。

しかし、フッカーの永遠法理解には、一方で、トマスには見られない、独特な特徴がある。それは、フッカーが、トマスと同じく法の規制性を主張する一方で、法の淵源である、神自身の遵法性を重視する点である。フッカーは、トマスと同じく、永遠法は、合目的性と規制性を備えていると考えている。そして、こうした特性は、永遠法が、神の理性の命令であることによっていると考える。しかし、トマスの場合、この永遠法、すなわち、神の命令に、神自身が従うことはない[10]。これに対し、フッカーの場合はそうではない。フッカーによれば、全てのものは法に従って働く以上、神もまた、例外ではない。永遠法は、神にも目的を与えるとともに、どのように働くべきか規制するのである。永遠法は「神にも課される」[11]のである

以上のように、フッカーは、神の遵法性を重視する。ただし、神が法に従うのは、他の事物が法に従う場合とは異なるのだと、フッカーは考える。他の事物の場合、自身以外の上位者の法に従って働くが、神の場合はそうではないからである。それは、神の場合、神より上位の者はいないからに他ならない。ここから、神が従うのは、神自身であることになる。フッカーによれば「神の存在beingは、神の働きworkingの一種の法になる[12]」。神がどう働くworkingかは、神自身の存在beingに照らし合わせて決定されることになる。

10　*S.T.*, Ia 2 ae., q.90 a.1 co.

11　Lawes I. 2.6.

12　Ibid.

このことから、神の存在そのものが、神に目的を与え、その働きを定める法になるのである。

以上のように、フッカーにおいては、神は、他の事物と同様に、確かに法に従って働くが、その法とは、神自身の存在のことに他ならない。しかも、フッカーによれば、神の働きが、いつ、どこでなされるかということを、神は、自身の存在に照らし合わせつつ、「ずっと前から決定していた[13]」のだという。このずっと前からとは、永遠からということを意味する。神の法が「永遠」法と言われるのは、このように、神が自身の働きを自己の存在に照らし合わせて、永遠から決定していたことによっているのである[14]。

以上のように、永遠法は、神が、自身の働きを、自身の存在に照らし合わせて、永遠から決定するものである。さて、ここで、フッカーが説くところの神の遵法性について、疑問が出てくるかもしれない。たしかに、神の働きは、永遠法によって、目的を与えられ、規制される。この意味では、神は永遠法に従う。しかし、この場合の永遠法とは、神自身の存在に他ならない。しかも、フッカーによれば、神は、自身の働きが、いつ、どうあるべきかを、自己の存在に照らし合わせて、永遠から決定したのだという。これは、言い換えれば、神は、自身がどう行動すべきかを、自身の存在に照らし合わせて、永遠から、自己決定していたことに等しい。この神の決定は、むろん、神の自由意志によるものである。そして、そうだとするならば、神が永遠法に「従う」ということは、果たして、永遠法による神の働きの強制ないし制御を意味するのだろうか。

興味深いことに、フッカーは、永遠法が、神の自由意志をある意味で制御することを、否定しない。このことを示すために、フッカーは、創世記における女性（エヴァ）の創造を、例に挙げて説明している[15]。創世記においては、神は、女性を、男性のあとに、創造する。この箇所は、素直に読むなら、神は世界の創造過程で、当初は男しか創造しないつもりだったのを、途

13　Ibid.

14　Ibid.

15　Lawes I. 2. 5.

中で突如計画を変更して、女性を追加で創造したかのような印象を与える。フッカーもまた、この箇所を、「神の（自由）意志は、女を創造することには、もともとは、向かっていなかった」と読む。一連の神の行為を見るかぎり、神の行為を「こうすべきだ」と方向づけ規制するものは、何もないように見える。神の意志はきわめて自由であり、かつ、万能であるわけであるから、女性のいない世界の創造は、容易だったはずである。しかし、創世記によれば、神は、結局、そのような世界を創造することはなかった。それはなぜか。フッカーは、創世記中の「男を一人でいさせるのは善くない。男の助け手を造ることにしよう」という神の言葉に基づいて、このことを説明する。フッカーによれば、「善なる世界を創造する」という神の目的に照らし合わせたとき、この目的の達成のためには、神はむしろ女性を創造すべきだった。女性を創造しないことは、「もし行わないままだったら、善くないことになっていただろう」だからである。このように、男性のみの世界と、女性が男性と共にある世界とを、比較衡量した結果、善である後者の世界を、神は選び、実現させたのである。結果、神は、女性を創造するに至ったのだと、フッカーは考える。

以上のフッカーの解釈から明らかなのは、神の意志は、たとえ自由だったとしても、恣意的であるわけではなく、善という目的に照らし合わせた結果、規制されることがあるということである。このように善という目的に照らし合わせて神の意志を規制するのが、永遠法である。この意味で、フッカーの場合、神さえも、永遠法に従うのである。

さて、神にも遵法性を帰すフッカーの永遠法理解は、すでに触れたように、トマスには見られない。トマスは永遠法を二通りの仕方で考えている。すなわち、永遠法は、一つに、命令ないし規則を課する者に存するのであり、もう一つに、命令や規則を課せられる者に存するのである[16]。この場合の命令や規則を「課す」側は、神である。これに対し、規則や命令を「課される」側は、被造物である。トマスにとって、神は、命令や規則を課される

16　*S.T.*, II. I. 91.2.

者ではないのである。

さて、神は命令を課す側にしかなりえないという、トマスの永遠法の考え方については、フッカーもまた十分に承知していた。実際、法というものが「上位の権威が押し付けた働きの規則にのみあてはめられていることを、私自身知らないではない[17]」と、フッカーは述べている。このことから、法は、上位者から下位者に押し付けた命令なのだとする、法の従来的・伝統的な意味合いを、フッカー自身が認識していたことは、間違いない。

ところが、興味深いことに、こうした法認識を承知の上で、フッカーは、「法」の意味を「拡張し」ようとしている[18]。すなわち、永遠法という法は、神自身にも課されるのだと、フッカーは考える。フッカーによれば、永遠法は、「神が自己のわざにおいて自分自身が遵守するようにと永遠から決意していた秩序[19]」であるという。このように、フッカーは、神自身が遵守すべき規則という、彼独自の永遠法の理解を打ち出すのである。

このようにフッカーにおいては、神もまた永遠法に従う。むろん、永遠法自体が神自身であるわけだから、神が永遠法に従うとは、神が自分自身に従うことを意味しているにすぎない。よって、永遠法に神が従うとは、通常の意味での、法による「強制」を意味してはいないのは、すでに論じたとおりである。むしろ、神が自分自身に従わないことは、神にふさわしくないことと言える。フッカー自身が語っているように、「神の法が神自身に対して課されることは、神自身の自由かつ自発的な行為である」[20]。このように、神が永遠法に従うことは、神の自由意志を損なうものではない。なお、上で見た、永遠法が神の働きにある種の規制をかけているように見える事例、すなわち、神が女性を男性と共に創造することに決めた、という、創世記の事例も、同様に考えられよう。すなわち、神は自分自身という法を鑑みた結果、様々にありえた選択肢の中から、女性を男性とともに造るという、最も善な

17　Lawes I. 3. 1.
18　Ibid.
19　Ibid.
20　Lawes I. 2.6.

る決定をしたと考えられる。この際、神は自分自身に従って決定しているわけであるから、通常の意味での、法による強制のもとにあるのではないことになろう。

以上のように、フッカーの法概念は、トマスと同じく、合目的性と規制性を特徴としていたが、神に遵法性を帰すという点で、トマスには見られない独自性を有する。さて、このように遵法性という点に定位すると、フッカーの法概念は、以上のことだけにとどまらない、より豊かな広がりを持っている。それは、次章で見ていくような、フッカーの法区分にある。

## 3. フッカーと法区分

既に見たように、フッカーにとって、神は法に従うものである。フッカーは、一方で、被造物もまた、永遠法に従うと考える。この場合の、被造物が従う永遠法とは、ちょうど一から多が派生してくるように、神という永遠法から、派生・分岐したものである。このように神という永遠法から、被造物が従う諸法が、派生・分岐するという発想を、新プラトン主義の思想から、トマスを経由して得ていた。ただし、フッカーの場合、諸法の法区分は、トマスと異なっている[21]。

トマスの場合、その法区分は、あくまで理性的存在者である人間を中心としている。トマスは、永遠法から分岐される法の種類として、人間の自然本性が従うべき〈自然法〉、人間の救済を目指した〈啓示（聖書）法〉、人間の集まり、すなわち、共同体にかかわる〈人定法〉を挙げている。トマスによれば、永遠法は、人間の自然本性に光を当てることで、「自然法」になる。また、人間救済に光を当てるなら、永遠法は、「啓示（聖書）法」になる。また、人間の集合の在りように光を当てるなら、永遠法は、「人定法」になる。このように、諸法は、人間のさまざまな側面に光を当てた時に、永遠法から分岐されるのである。このようなトマスの法区分は、あくまで、人間という、理性的存在者が中心になっている。

21　Lawes I. 3.2.

これに対し、フッカーの場合、人間のような理性的存在者のみならず、人間以外の存在者の従う法も、その法区分の対象になる。〈自然法〉は、その最たる事例の一つだろう。フッカーにおいて、自然法は、獣や石をはじめとした自然的事物が従う法として考えられている。フッカーによれば、石のような自然的事物は、落とされると、どの石も落下する。こうした下降の規則に従わぬ石は、まず存在しない。このように、盲目的に法に従うことから、自然物は、非理性的存在者にも拘らず、人間のような理性的存在者以上に、遵法性が高いのだと、フッカーは考える。

加えて、フッカーは、人間以上に理性の点で優れている存在者、すなわち、天使が従う法も、その法区分に含める。フッカーは、天使が従う法を、〈天上の法〉と呼ぶ。天使は、人間以上に理性的な存在者であるゆえ、優れた理性の力で、人間以上に遵法性が高いのだと、フッカーは考える。

このように、自然物と天使は、それぞれ異なる意味で遵法性が高いと言える。そして、それとは対照的なのが、人間である。人間は、理性という点からすれば、非理性的存在者である自然物と、高次の理性的存在者である天使の、中間者である。しかし、フッカーによれば、人間は、自然物や天使のいずれに比しても、遵法性は高くない。このような人間が従う法を、フッカーは、〈理性の法〉と名付ける。フッカーは、人間に課される法としては、他に、救済の法である〈啓示(聖書)法〉、実定法である〈人定法〉を掲げる[22]。

以上から見て取れるのは、フッカーは、遵法性という観点から、法を区分する傾向にあるということである。既に見たように、フッカーにおいては、人間以上の理性力を有する天使はむろんのこと、非理性的な存在者である自然物でさえ、人間以上に遵法性を満たしている。そして遵法性の度合いという点で、人間は、天使や自然物と全く異なる。そのような遵法性の在りように応じて、法の区分がなされているのが、フッカーの特徴と言える。

こうしたフッカーの法区分からすれば、神自身は、どのような位置づけにあるだろうか。先に確認したように、フッカーにおいては、神もまた永遠法

22　Ibid.

に従う。神は、遵法性という点から見たとき、明らかに、どの存在者よりも、その度合いは高いだろう。なぜなら、永遠法は、神の存在そのものだからである。そのような神の存在そのものである永遠法に、神が不従順であることはあり得ない。

以上から、フッカーにおいては、神の存在そのものである永遠法を起点に、遵法性という観点に基づいて、下位の諸法が分かれ出てくる。こうした神そのものである永遠法から、下位の諸法が派生してくるという発想は、すでに確認したように、トマスにも見られるような、伝統的な、新プラトン主義的分有論にもとづいている。しかしながら、フッカーにおいては、（前章で見たような）神と永遠法の関係だけでなく、被造物に適用される法区分においても、永遠法への遵法という発想が貫かれている。結果、フッカーの法区分は、トマスに見られない、非理性的存在者、理性的存在者を問わない、あらゆる存在者に適用されるものとなったのである。

## 4. 第一永遠法と第二永遠法

加えて、フッカーの永遠法の理解は、以上で見たような、法区分にとどまらない、独自性を有している。それは、しばしば指摘されるように、フッカーが永遠法を、第一永遠法と、第二永遠法に区別していたことである。この永遠法の二区分においても遵法性の観点が軸になっていることを、以下で見ていきたい。

フッカーによれば、第一永遠法と第二永遠法の区分は、同一の永遠法にも、二つの側面があることから、なされるのだという。「神の懐bosomに置かれている際に〈永遠法〉と称される法も、かの法に従う様々な種類の事物に応じて、様々な種類の名が与えられる」[23]とフッカーは言う。フッカーによれば、同じ永遠法も、創造主体である神の側（神の懐）にある場合と、被造物の側にある場合とで、区別されるのだという。この場合の「神の懐」とは、旧約・新約聖書いずれの場合も、神の創造という、神秘の領域を指す。

23 Ibid.

神は、どの事物に対しても創造行為を行う。こうした創造主体である神が従う永遠法が、第一永遠法と言われるものである。一方、もう一つの側面から、すなわち、神が造った「様々な種類の事物に応じて」見た場合、永遠法は、自然法、天使の法、理性の法、啓示の法、人定法等々に多様化する。このように事物に応じて分有された永遠法を、フッカーは第二永遠法と呼ぶ。

さて、以上のように、フッカーは、神の側と被造物の側とで、永遠法を区分するが、この区分は、観点の相違によって生じてくるものに過ぎない。第一永遠法も、第二永遠法も、同じ永遠法の両面なのである。このような観点の相違によって分けられる区分は、一者から観点に応じて多が派生するのだという、従来の新プラトン主義的な分有論に則したものといえよう。ところが、同じく新プラトン主義に即して永遠法理解を行うトマスの場合、フッカーのような、第一永遠法、第二永遠法といった、永遠法の区分がなされることはなかった[24]。したがって、フッカーの永遠法の区分は独特なものであることになる。では、どうしてフッカーはこのように永遠法を区分したのか。

フッカーによれば、第一永遠法は、第二永遠法にはないあり方を持っているのだという。そしてそのような在り方が、二つの永遠法の絶対的差になるのだという。では、第一永遠法にしかないあり方とは、どのようなものか。この説明のために、フッカーが持ち出すのが、遵法性という観点である。

フッカーによれば、この地上においては、多くの事物が、自らに付された第二永遠法への遵法性を満たさない、「悪しき事物」であるという。しかし、このような第二永遠法への遵法性を満たさない、悪しき事物であっても、第一永遠法には「何らかの仕方で秩序付けられている」のだと、フッカーは考える。このように、第一永遠法と、第二永遠法の違いは、被造物の遵法性という点から見て取ることができるのだと、フッカーは考えているのである。フッカーの言を以下で見てみよう。

---

24　上掲のKirbyのほか, Nigel Voak, *Richard Hooker and Reformed Theology: A Study of Reason, Will, and Grace*, Oxford: Oxford University Press (2003), Peter Munz, *The place of Hooker in the history of thought*, Routledge (1952)など。

本来あるべき姿であるものは、すべて、〈第二永遠法〉に適合するconformed to。そして、第二永遠法に適合していないnot conformableものも、依然、〈第一永遠法〉によって何らかの仕方で秩序付けられているordered。じっさい、神が自ら遵守することを永遠から決意していた法、すなわち、神が〈第一永遠法〉に則して対象の内やその上に働きかけるのでなければ、いったいどんな悪しき事物や善き事物が太陽の下に存在するというのか。また、いったいどんな行為が、被造物に神が課した法に応えたり、あるいは、逆らったりするというのだろうか。かくして二重のtwofold永遠法はこのような具合になっている以上、これらの法がともにどのようにしてあらゆる事物に執行されているか理解することは難くない[25]。

第二永遠法は、事物の本性に応じた目的を果たすために、事物の働きを規制するものである。例えば、人間には、理性的本性に即して、第二永遠法として、理性の法が与えられる。これにより、人間は、自らの理性的本性に応じたさまざまな目的を、理性的な働きによって遂行しなければならない。このように、第二永遠法に従っている事物は、自身の「本来あるべき姿」にあるといえる。しかしながら、本来あるべき姿とは、事物の現実を映しているわけではない。よって第二永遠法に従いえず、遵法性を満たしていないものも、当然あろう。このような遵法性を満たしていないものを、フッカーは、「悪しき事物」ないしは「法に逆らうもの」と呼ぶ。

フッカーは、遵法性に違反している、悪しき事物の（極端な）事例として、「上昇する石」[26]、「（神に）反逆する天使」[27]を、例に挙げている。フッカーによれば、石のような自然物は、人間のように理性を持たない。しかし、それだからこそ逆に、石は、自然法に盲目的に従う。ゆえに、ほとんどの場合、石は落下する。また、逆に、天使は、人間以上に理性的であることから、天

25　Lawes I.3.1.
26　Lawes I.3.5.
27　Lawes I.4 4.

使も、人間以上の理性の力で以て、天上の法に従う。この点は、すでに、前章において、フッカーの法区分の考え方のところで見たとおりである。しかし、そうした石や天使でさえも、常に遵法性を満たすわけではないのだと、フッカーは考える。フッカーによれば、石も自然法に違反して上昇することがあるのであり、また、天使も天上の法に違反して堕天使になることがあるのだという。

自然物や天使でさえそのような場合があるのだから、人間であれば、なおさらであろう。人間は、自然物より理性を有するゆえ、自然物ほど法に対して盲目的であることはないのであり、また、天使のような高次の理性を有してないことから、天使のように理性で以て法に従順であることはできない。理性の法は、理性的存在者という人間本性に応じて、人間に与えられ、理性的行為の実践を、さまざまな場面で、人理性的存在である人間に命じる。しかし、理性の法が命じた、理性的行為の実践を、完全にやり遂げられる人間はいないのである。

以上のように、第二永遠法に違反している悪しき事物は、少なくない。しかし、フッカーによれば、このような悪しき事物に対しても、神は、「〈第一永遠法〉に則して対象の内やその上に働きかける」のだという。そして、そのような神の働きによって、悪しき事物も、善なる事物と同じく「太陽の下に存在する」のだとフッカーは説く。

このフッカーの説明は、次のようになると考えられる。すなわち、第二永遠法に適合できていない悪しき事物であっても、直ちに無になるわけではなく、少なくとも「太陽の下に存在する」。「太陽の下に存在する」とは、否定的な仕方での存在ではなく、むしろ、肯定的な仕方での存在を意味する。悪しき事物は、善なる事物と共に、肯定的存在を与えられるのである。そして、悪しき事物に肯定的な存在を与えてくれるのが、第一永遠法に則した神の創造の働きだと、フッカーは考えている。このように、第二永遠法にはなしえないことでも、第一永遠法ではなしうることがあることになる[28]。そし

28　本稿では、マックグレードMcgradeの考えを大いに参照した。マックグレードによれば、第二永遠法に当てはまらないものも、第一永遠法による神の創造の働き

て、第二永遠法ではなしえないことが、第一永遠法ではなしえるという点が、二つの永遠法の絶対的な差になるのである。

以上のように、フッカーは、遵法性という観点から、第一永遠法と第二永遠法には絶対的な差があると考える。では、フッカーのように、二つの永遠法の違いを明確にすることに、どんな意義があるのだろうか。

既に見たとおり、第一永遠法と第二永遠法の違いは、同一の永遠法を、神の側から見るのか、それとも、被造物の側から見るのか、という、観点の相違によるものでしかない。この限りでは、第一永遠法と、第二永遠法は、神という永遠法が、観点に応じて、諸法として分有されるのだという、新プラトン主義的な考え方から出るものではない。しかし、フッカーは、こうした新プラトン主義的な永遠法理解に、トマスと共にとどまりつつも、他方で、第一永遠法と第二永遠法の絶対的な差を明確化しようとしている。こうすることで、フッカーは、キリスト教思想において、新プラトン主義が抱えてきた「課題」を、乗り越えようとしたのだと思われる[29]。

---

を与えられているというフッカーの考えは、（キリスト教的な）〈罪〉の問題と密接に関係しているのだという。マックグレードによれば、罪を犯し、法を侵犯したとしても、法からは完全に逃れることはできないのだという。それは「法を犯した者が居心地の悪さを覚える、という限りでは、罪はなおも永遠法に従属している」からだと、マックグレードは説く。このように、法には、法の侵犯者をはじき出す一面と、それに対して、侵犯者をある種許容する一面が存する。この法の二面性を、フッカーは第一永遠法と第二永遠法によって語っているのではないか。これがマックグレードの理解であると思われる。*Richard Hooker of The Laws of Ecclesiastical Polity A critical edition with modern spelling*, A.S. McGrade ed. Vol.1., p. Oxford University Press (2013), p.48.なおギブスGibbsも同様の解釈をしている。*The Folger Library Edition of The Works of Richard Hooker*, eds.by W. Speed Hill, Vol.6, p.522.

29 カービーは、フッカーが、その法体系に潜む新プラトン主義的な階層秩序の問題を超克しようとしたのだと考える点で、本稿の方向性と重なるところがある。Kirby, “Divine Offspring’: Richard Hooker’s Neoplatonic Account of Law and Causality’, *Perichoresis* Volume 13. Issue 1 (2015): 3-15, ‘Hooker’s Theory of Natural Law’, *The Sixteenth Century Journal*, Vol. 30, No. 3 (Autumn, 1999): 681-703, ‘The Neoplatonic Logic of Richard Hooker’s Generic Division of Law’, *Renaissance and Reformation*, Vol. 22, No. 4 (FALL / AUTOMNE 1998), 49-67.

しばしば言われるように、新プラトン主義は、固有の存在の位階秩序を特徴としており、一者である神を、他の多くの存在者が分有することで、一者とそれ以外の多なる存在者が連続的な同一階層に置かれることを説く[30]。一者である神と、多なる存在者の連続性は、新プラトン主義においても、一者である神のある種の〈絶対性〉を起点としている。が、しかし、この場合の神の絶対性が、キリスト教が説くような、創造主という意味での神の絶対性を担保しうるかどうかは、微妙なところである。キリスト教において、創造主である神の絶対性とは、創造主である神と被造物の間にある、差の絶対性のことである。その差は、新プラトン主義が説くような、一者である神とそれ以外の多なる存在者の間にあるような相対的、連続的なものではない。このように、創造主である神と、被造物との間にある差の絶対性については、新プラトン主義は課題を残していると思われるのである。

以上のようなキリスト教思想の文脈における新プラトン主義の課題を、フッカーもまた担ったと思われる。既に見たようにフッカーは、永遠法を諸法が分有するのだという、新プラトン主義的な法理論を展開した。この限りでは、神の法である第一永遠法と、神の法をそれぞれ諸法として分有する第二永遠法は、連続関係にある。しかし、他方で、フッカーは、創造主である神が服する第一永遠法には、被造物の服する第二永遠法には、決して乗り越えられない差があると説いた。フッカーにとって、その差を説明する鍵になるのが、遵法性という概念である。被造物は、しばしば、第二永遠法に従い切れぬ、遵法性を欠いた、悪しき事物である。しかし、こうした被造物も、神の創造の働きそのものである第一永遠法には、服するのである。これが二つの永遠法における絶対的な差である。そして、創造主である神自身が、第一永遠法への遵法性をどんな場合でも満たすことは、いうまでもないことである。

こうした遵法性の差から見て取れる、両法の絶対的な差こそが、新プラトン主義にはない、キリスト教的な意味での神の絶対性になりうると、フッ

30 『新プラトン主義を学ぶ人のために』水地、山口、堀江編、世界思想社（2018年）p.341.

カーは考えたのである。さらに進んで言うなら、フッカーにとって、このような神の絶対性は、創造主である神と被造物双方における遵法性の概念の徹底によって、はじめて理解可能になるものだったといえよう。

## 結語

以上、我々は、フッカーの法概念の中核をなす〈永遠法〉の特徴を、遵法性という概念を鍵にして分析を進めてきた。

ここから得られる、フッカーの永遠法概念の他にはない特徴は、フッカーが、被造物のみならず、神においてでさえも、遵法性の概念を徹底していることにある。フッカーは、トマスと同じく、法一般の本質は、合目的性と規制性にあると考えていた。が、しかし、永遠法に関しては、神を永遠法の命令者だと考えるトマスとは対照的に、フッカーは、神自身もまた永遠法に服するものであると考える。このような神の遵法性を説く限りで、フッカーの永遠法は、トマスのような伝統的な法概念を超えた、より拡張されたものとなるのである。

なお、遵法性の概念の重視は、永遠法から派生する諸法の区分の仕方にも見てとれる。フッカーは、トマスに倣って、新プラトン主義に従い、自然法、天上の法、理性の法、啓示の法、人定法といった諸法は、永遠法を分有して派生してくると考えた。ただしフッカーの場合、トマスとは異なり、これらの諸法には、人間のような理性的存在者の法だけでなく、自然物のような非理性的存在者の法や、人間以上の理性的存在者である天使の法も、幅広く含まれている。フッカーにとっては、事物がどの程度強固に法に従うのか、という遵法性の高さないし程度が、永遠法から派生する諸法の区分の基準になっているのである。

フッカーの永遠法理解の最大の特徴は、永遠法を、神の法である第一永遠法と、被造物の法である第二永遠法に明確に区分したことにあるが、この区分も、遵法性の概念の徹底により出てきたものと言える。永遠法が神の法と被造物の法という両面を持つことは、元来、神と被造物を連続的な階層に置くことを特徴とする、新プラトン主義の思想にもとづいていた。ところが、

フッカーは、第一永遠法と第二永遠法には絶対的な差があると考えることで、キリスト教的な意味での、神の絶対性を確保しようとしたのだった。その差を説明する際に、彼が鍵としたのは、遵法性という概念だった。すなわち、遵法性を欠く被造物と、それになおも存在を与える創造主という形で、第一永遠法と第二永遠法には絶対的な差があると考えたのである。こうすることで、新プラトン主義に定位しつつも、キリスト教思想が突きつけ続けてきた課題、すなわち、創造主である神の絶対性という課題に、フッカーは取り組もうとしたのである。

以上からわかる興味深いことは、フッカーが、永遠法に対する神自身の遵法性を担保する一方で、第一永遠法と第二永遠法の絶対的差を強調することで、創造主である神の絶対性を確保しようとしている、ということである。いやむしろ、フッカーにおいて、神の絶対性は、遵法性の概念を、被造物においても、また、神においても、徹底した結果、初めて理解可能になるのである。

このような神の絶対性と遵法性を同時に説くことは、『理法論』の構成上、不可欠のことだったといえよう。『理法論』の目的は、フッカーが生きたエリザベス期において、混乱を極めていた教会法を、国王至上権を中心としたイングランドの法体系の中で位置づけることにあったことは、すでに見たとおりである。国王至上権の基礎にあるのは、神がこの世のキリスト者である統治者に聖俗双方の統治権を付与するという考え方である。この時、永遠法に神がどうかかわるかは、この世の統治者が法にどうかかわるかということに、深く関与してくる。永遠法が、仮に、最高権力者である神が下位の被造物に対して下した命令に過ぎず、神自身は永遠法に従うことがなかったとすれば、この世の神である統治者も同様の法のかかわり方をするだろう。そして、より下位に位置づけられる教会法は、そのような統治者の恣意的な決定の集合に過ぎないことになろう。しかし、それは、フッカーの望むものではなかった。神でさえも永遠法に従う。そのような神の後継として、この世の統治者である君主も法に従う社会システムの構築が、フッカーの真の目指すものだったのである。このような君主でさえも法に従うべきだとする社会シ

ステムが構築されてこそ、あらゆる法、とりわけ、当時混乱を極めていた、教会法の位置づけの再検討が可能になると、フッカーは考えた。フッカーが、従来的な法理解をより拡張し、神も永遠法に従うという法理解を行ったことは、こうした当時のイングランド情勢に対する応答だったと考えられるのである。

## 文献

### 第一次文献


Hooker, Richard. *The Laws of Ecclesiastical Polity*, The Folger Library Edition of The Works of Richard Hooker, W. Speed Hill ed.Vol.1-3. Harvard University Press (1981).

Hooker, Richard. *Richard Hooker of The Laws of Ecclesiastical Polity A critical edition with modern spelling*, A.S. McGrade ed. Vol.1-3. Oxford University Press (2013).


### 第二次文献（フッカー関係）


Hillerdal, Gunner (1962) *Reason and Revelation in Richard Hooker*, CWK CLEERUP/LUND.

Kirby, Torrence (1987) *The Doctrine of the Royal Supremacy in the Thought of Richard Hooker*, Oxford.

Kirby, Torrence (1998) 'The Neoplatonic Logic of Richard Hooker's Generic Division of Law', *Renaissance and Reformation*, Vol. 22, No. 4, pp. 49-67

Kirby, Torrence (1999) 'Hooker's Theory of Natural Law', *The Sixteenth Century Journal*, Vol. 30, No. 3, pp.681-703

Kirby, Torrence (2008) 'Reason and Law', *A Companion to Richard Hooker*, 251-273. Leiden and Boston: Koninklijke Brill NV.

Kirby, Torrence (2015) ''Divine Offspring': Richard Hooker's Neoplatonic Account of Law and Causality', *Perichoresis* Volume 13. Issue 1, pp. 3-15

Lake, Peter (1988) *Anglicans and Puritans? : Presbyterianism and English Conformist Thought from Whitgift to Hooker*, HarperCollins Publishers Ltd.

Munz, Peter (1952) *The Place of Hooker in the History of Thought*, Routledge.

Neelands, David (2012) The Use and Abuse of John Calvin in Richard Hooker's Defense of the English Church, *Perichoresis* Vol.10 Issue 1, pp.3-22

Voak, Nigel (2003) *Richard Hooker and Reformed Theology*, Oxford University Press.

Voak, Nigel (2008) 'Richard Hooker and The Principle of "Sola Scriptura"', *The Journal of Theological Studies New Series*, Vol. 59, No. 1, Oxford University Press, pp. 96-139

Witte, Jr, John (2018) 'Law and the Protestant Reformation', Heikki Pihlajamäki, Markus Dubber & Mark Godfrey, eds., *Oxford Handbook of European Legal History* (Oxford: Oxford University Press),pp. 583-610